

青森県報

第四百八号

令和四年
一月十一日
(火曜日)

目次

告示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………(こどもみらい課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(同) ……二
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……六
- 証紙売りさばき人の住所の変更……………(会計管理課) ……六
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

告示

青森県告示第十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|-------|----------|--------|-----------|----|-----------|------|----------------|-----|-----------|---------|----------|----|------------|
| 登録番号 | 〇二五〇一六一 | 登録年月日 | 令和三年三月二四 | 氏名又は名称 | 社会福祉法人七峰会 | 住所 | 弘前市大町二丁目一 | 事業名称 | 児童発達支援センター花岡の五 | 所在地 | 黒石市大字中川四一 | 業務開始年月日 | 令和三年三月二四 | 備考 | 放課後等デイサービス |
|------|---------|-------|----------|--------|-----------|----|-----------|------|----------------|-----|-----------|---------|----------|----|------------|

青森県告示第十二号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|-------|----------|--------|-----------|----|-----------|------|----------------|-----|-----------|---------|----------|----|------------|
| 登録番号 | 〇二〇〇一三四 | 登録年月日 | 令和三年三月二四 | 氏名又は名称 | 社会福祉法人七峰会 | 住所 | 弘前市大町二丁目一 | 事業名称 | 児童発達支援センター花岡の五 | 所在地 | 黒石市大字中川四一 | 業務開始年月日 | 令和三年三月二四 | 備考 | 放課後等デイサービス |
|------|---------|-------|----------|--------|-----------|----|-----------|------|----------------|-----|-----------|---------|----------|----|------------|

青森県告示第十三号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号(要保護児童対策地域協議会の設置)の一部を次のように改正する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

三の表中「一般社団法人青森県手をつなぐ育成会」を「一般社団法人青森県手をつなぐ育成会」に改め、「一般社団法人青森県私立幼稚園連合会」を削り、「在任する」を「推薦する」に改める。

青森県告示第十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|---------|-------------|-----------|-------------------------------|--------------|
| 氏 名 | 名 | 勤務する病院等 | 診療科目 | 指 定 年 月 日 |
| | 称 | | | |
| 小 玉 寛 健 | 弘前大学医学部附属病院 | 弘前市大字本町五三 | 泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害） | 令和 四・一・一 |
| | | | | |

青森県告示第十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十九年十二月二十七日青森県告示第九百七十七号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第四号を次のとおり改める。

四 蔵館一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱十一号を結んだ線は町道宮本湯ノ沢線右側官民境界線とし、標柱九号と標柱十号を結んだ線は町道宮本坂線右側官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 |
|------|---------|-----|-----|-------|
| 一 | 南津軽郡大鰐町 | 蔵館 | 古館 | 一四九の一 |
| 二 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四九の一 |
| 三 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四九 |
| 四 | 〃 | 〃 | 〃 | 一五〇の一 |
| 五 | 〃 | 〃 | 〃 | 一五四の二 |
| 六 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四三の一 |
| 七 | 〃 | 〃 | 館越 | 一一の一 |
| 八 | 〃 | 〃 | 〃 | 四の二 |
| 九 | 〃 | 〃 | 古館 | 一五六の一 |
| 十 | 〃 | 〃 | 〃 | 一五八の二 |
| 十一 | 〃 | 〃 | 〃 | 一四九の一 |

青森県告示第十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 泊二号土砂災害警戒区域及び泊二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 泊七号土砂災害警戒区域及び泊七号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 尾駸土砂災害警戒区域及び尾駸土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 野附一号土砂災害警戒区域及び野附一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 家ノ前土砂災害警戒区域及び家ノ前土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 野附二号土砂災害警戒区域及び野附二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 上六ヶ所沢土砂災害警戒区域及び上六ヶ所沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 押付沢土砂災害警戒区域及び押付沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第十七号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 焼山三号土砂災害警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 下六ヶ所沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 中六ヶ所沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 泊二号土砂災害警戒区域及び泊二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

二 泊七号土砂災害警戒区域及び泊七号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

三 尾駸土砂災害警戒区域及び尾駸土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

四 野附一号土砂災害警戒区域及び野附一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

五 家ノ前土砂災害警戒区域及び家ノ前土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

六 野附二号土砂災害警戒区域及び野附二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
（図面省略）

七 上六ヶ所沢土砂災害警戒区域及び上六ヶ所沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域
（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 焼山三号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 下六ヶ所沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 中六ヶ所沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 押付沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

六ヶ所村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第二十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 住 所 | 名 称 | 変更年月日 |
|-----|-------------------------|--------------------|--------|
| 変更前 | 三戸郡階上町大字道仏字 天当平七の一五 | 有限会社シー・エスプロダ クツ | 令和三〇・一 |
| 変更後 | 三戸郡階上町大字道仏字 耳ヶ吠六の二五四 | | |

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和四年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の
名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名
(名称)

東津軽郡今別町大字大川平字清川(第二
六の四、一二六の六、一二六の八)
二区)

東津軽郡今別町大字今別字今別一六七
今別町

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円